処分基準(公表用)

様式第4号

No.

所管部(局)·課 建築住宅課 法令名 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 法令番号 平成 19 年第 112 号 手続名 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録の取消し 根拠条項 第 24 条 第二十四条 都道府県知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第八条の登録を取り消さなければならない。 一 第十一条第一項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。 二 不正な手段により第八条の登録を受けたとき。 2 都道府県知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第八条の登録を取り消すことができる。 一 第十二条第一項の規定に違反したとき。 二 前条の規定による指示に違反したとき。 3 都道府県知事は、前二項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該登録事業者であった者に通知しなければ ならない。 処 分 1 聴聞の実施 対応 処理 交付 目次 建築住宅課 建築住宅課

機関

2 弁明の機会の付与

区分

機関